# 森林総合利用協議会配付資料

#### 既配付

- (1)県有林の土地貸付について
- (2)協議会設置要綱、委員名簿
- (3)旧借地法
- (4)山梨県恩賜県有財産管理条例綴り
  - 山梨県恩賜県有財産管理条例
    (http://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki\_honbun/aa50007511.html)
  - 山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則
    ( http://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki\_honbun/aa50000321.html )
  - ・山梨県恩賜県有財産土地利用条例
  - ·山梨県恩賜県有財産土地利用条例施行規則
  - ・山梨県土地利用基準
  - ・山梨県県有林基金条例
  - ・山梨県県有林基金管理要綱

## 当日配付

- (1)森林総合利用協議会次第
- (2)席次表
- (3)借地借家法
- (4)賃貸借契約書(様式)
- (5) 県有林管理計画ダイジェスト版

(http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenyuurin/70\_010.html)

# 県有林(恩賜県有財産)の土地貸付について

## 県有林の概況

# 1 恩賜県有財産の歴史

明治40年及び43年に、県下全域で未曾有の大水害をこうむり、民力が衰え 県財政も困窮したことから、明治44年3月11日、明治天皇より県土の復興に 役立てるように御料地(164千ha)を御下賜されたものである。

県は御下賜林を直ちに恩賜県有財産模範林として、明治45年3月に「山梨県恩 賜県有財産管理規則」を制定し、更に、昭和24年に「恩賜県有財産管理条例」を 制定し、これまで管理経営にあたっている。

#### 2 県有林管理の基本理念

活力のある森林の維持、造成により、県土の保全と水源のかん養など森林の公益的機能の充実強化を図ることとしている。

さらに、県民の福祉の増進を基本として、木材生産や森林の保健休養的利用等、 社会情勢の変化や森林に対する県民の様々な要請に応えるための管理を行うことと している。

#### 3 森林現況

県有林の面積は、158千haで、県土面積(446千ha)の約35%を占めている。

林況 単位:ha

	区分	小 計	1年 - 30年	31年 - 60年	61年以上
林	人工林	58,481	12,404	43,507	2,570
地	天 然 林	77,071	458	9,505	67,108
	除 地	22,702			
	合 計	158,254	12,862	53,012	69,678

# 県有林の貸付状況

1 現在の貸付件数:1,017件

# 2 貸付面積及び貸付金額(平成18年度末)

# (1)使用目的別の面積及び金額

使用目的	面積(ha)	割合(%)	金額(万円)	割合(%)
植樹用地	4,981	66.7	806	0.8
農耕用地	3 4 9	4.7	1,331	1.4
電気事業用地	3 4 6	4.6	7,147	7.3
道路敷用地	6 8	0.9	3 3 9	0.3
水路敷用地	2	0.0	2 1 8	0.2
建物敷用地	6 3 2	8.5	54,056	55.2
牧 場 用 地	3 9 8	5.3	1,414	1.4
鉱業用地	-	-    -	-	-
鉱泉用地	0	0.0	7 2	0.1
雑 用 地	6 9 4	9.3	32,564	33.2
合 計	7,470	100.0	97,947	100.0

<sup>\*</sup>面積、金額合計は四捨五入のため一致しません。

# (2)主な貸付地

# ア 主な貸付地の内当初貸付時期の古い箇所

貸付年度	施 設 名 (会社名等)	面積	貸付経過期間
大正14年	天女山牧場外 (農政部)(雑用地等を含む)	5 9 5 ha	8 2 年間
昭和 2年	山中湖別荘地(富士急行傑)	4 4 0 ha	80 "
同10年	山中野営場((財)日本ボ - イスカウト日本連盟)	4 ha	78 "
同12年	清泉寮((財)キ - プ協会)	2 3 9 ha	70 "
同34年	清里駅裏別荘地(念場ケ原山保護財産区)	9.5ha	48 "
同35年	清里高原ホテル(セラヴィリゾ - ト㈱)	1 2 ha	47 "
同40年	エイトカントリ - 別荘地(北杜市)	1 0 ha	42 "
同40年	西湖パラマウントパ - ク(相模鉄道㈱)	1 4 ha	42 "
同40年	富士スバルランド(富士観光開発㈱)	1 6 ha	42 "
同58年	丘の公園ゴルフ場(県企業局)	1 2 4 ha	24 "
同59年	コニファ - フォレスト(富士急行㈱)	8.4ha	23 "
同60年	清里の森別荘地(森林環境部)	2 0 0 ha	22 "
同61年	ふじてんスノ - リゾ - ト(富士観光開発㈱)	6 4 ha	21 "
同62年	サンパ - ク・アケノ(株ルイクウット゚コーポレーション)	1 1 4 ha	20 "
平成 元年	清里スキ - 場(清里ハイランドパ - ク)	7 6 ha	18 "

<sup>\*</sup>北富士演習場については除外してあります。

# イ 主な貸付地の内面積の大きい箇所

面積	施 設 名 (会社名等)	貸付年度
5 9 5 ha	天女山牧場外 (農政部)(雑用地等を含む)	大正14年
4 4 0 ha	山中湖別荘地(富士急行株)	昭和 2年
2 3 9 ha	清泉寮((財)キ - プ協会)	同12年
2 0 0 ha	清里の森別荘地(森林環境部)	同60年
1 2 4 ha	丘の公園ゴルフ場(県企業局)	同58年
1 1 4 ha	サンパ - ク・アケノ(株ルイクウット・コ-ポレ-ション)	同62年
7 6 ha	清里スキ - 場(清里ハイランドパ - ク)	平成 元年
6 4 ha	ふじてんスノ - リゾ - ト(富士観光開発㈱)	昭和61年
5 9 ha	学校寮(調布市外23区画)	同35年

# ウ主な貸付地の使用目的

使用区分	施 設 名 (会社名等)	面積	全体面積
別荘敷	山中湖別荘地(富士急行株)	2 8 7 ha	4 4 0 ha
	清里の森別荘地(森林環境部)	1 0 9 ha	2 0 0 ha
	エイトカントリ - 別荘地(北杜市 エイトカントリー(株))	1 0 ha	1 0 ha
	清里駅裏別荘地(念場ケ原山保護財産区)	9.5ha	1 0 ha
ゴルフ場	サンパ - ク・アケノ(株ルイクウット゚コーポレーション)	1 1 4 ha	1 1 4 ha
	丘の公園ゴルフ場(県企業局)	1 0 6 ha	1 2 4 ha
	富士ゴルフコ・ス(富士急行㈱)	6 4 ha	4 4 0 ha
	富士河口湖ゴルフ倶楽部(鳴沢村)	3 ha	3 ha
スキ - 場	清里スキ - 場(清里ハイランドパ - ク)	7 6 ha	7 6 ha
	ふじてんスノ・リゾ・ト(富士観光開発㈱)	6 4 ha	6 4 ha
牧場	天女山牧場外 (農政部)(雑用地等を含む)	5 9 5 ha	5 9 5 ha

## 貸付に当たっての考え方

#### 1 貸付の根拠及び方針

#### (1) 根拠条例等

恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び恩賜県有財産土地利用条例に貸付及び 土地利用の条項がある。具体的には恩賜県有財産管理条例施行規則第7条で次の ように規定。

- ア 県の策定する総合開発計画に基づく事業の用に供する場合
- イ 県民福祉の増進に必要な産業、観光、厚生又は教育の用に供する場合
- ウ 市町村、若しくは土地改良区の行う土地改良事業又は市町村の行う農業構造 改善事業の用に供する場合
- エ 国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供する場合

#### (2) 近年の貸付方針

昭和48年

恩賜県有財産を県の策定する長期開発計画に基づく事業の用に供することにより、恩賜県有財産の公益的機能の充実と地域社会の振興を図ることを目的とした「恩賜県有財産土地利用条例」を制定。

昭和55年度

県総合福祉計画に「県有林高度活用事業」を位置付け。

昭和50年代後半から昭和60年代前半

県有林を利用した地域振興を図るべく「県有林高度活用事業」を展開。

- ・清里の森別荘地(昭和60年分譲開始 200ha)
- ・丘の公園ゴルフ場(昭和61年営業開始 124ha)
- ・天神山スキー場(昭和61年営業開始 65ha)
- ・大泉清里スキー場(平成2年営業開始 76ha)
- ・サンパークアケノゴルフ場 (平成3年営業開始 114ha)

平成3年

民間への新規貸付を凍結。

平成7年11月

「県有林の森林総合利用計画」を策定し、民間への新規貸付の凍結を一部 解除し、公益事業を行う者に限って貸付を可能にした。

## (3) 現在の貸付方針

平成18年に、「県有林の民間事業者に対する新規土地貸付に係る取扱い方針」 を新たに策定。

概要:民間事業者に貸付ができる対象は、ゴルフ場やスキー場など大規模な 開発は引き続き抑制することを基本とし、

- ア 企業の研究・研修施設
- イ 美術館・博物館などの文化教養施設
- ウ 環境学習施設などの教育関連施設
- エ 森林公園等の林間型活動施設
- オ 環境保全のために民間業者が自ら整備する森林(企業の森など) などに限定し、貸し付けることを可能とした。

#### 2 貸付方法

#### (1) 契約方法

新規貸付の場合、通常では競争の原理が働かないケースがほとんどであり、随 意契約により貸付を行っている。

#### (2) 貸付期間

- ・ 建物所有を目的としない土地の場合は民法604条が適用され、20年以内となる。
- 建物所有を目的とする土地の場合は借地借家法が適用される。 ただし、現行の借地借家法が適用されるのは、平成4年8月1日以降に 新たに契約されたもので、それ以前に契約されたものは、旧借地法が適用される。

	区分	借地法(旧法)の	存続期間	借地借家法(現法)の存続期間	
当	期間の定めがある場	堅固な建物	3 0 年以上	区別せず一律に	
初	合の存続期間	非堅固な建物	2 0 年以上	3 0 年以上	
契	期間の定めがない場	堅固な建物	6 0 年	区別せず一律に	
約	合の存続期間	非堅固な建物	3 0 年	3 0 年	
契約	的更新後の存続期間	堅固な建物	3 0 年	区別せず一律に	
		非堅固な建物	20年	1回目は 20年法	
				それ以降は10年	
		* 当事者がそれより長い期間を		* 当事者がそれより長い期間を	
		定めた場合はその期間		定めた場合はその期間	

#### (3) 契約の更新(解除)

土地所有者が賃貸借契約の更新を拒絶するには、借地人の更新請求に遅滞なく 異議を述べなければならないが、更新しない「正当の事由」が必要である。 「正当な理由」がなければ、当事者間に合意がなくても契約は更新される。

# 3 貸付料の算定方法(貸付料適正化調査)

# (1) 調査目的、調査期日

この調査は、恩賜県有財産の正確な基礎価格を把握することにより、適正な貸付料を算出し、もって、今後の恩賜県有財産管理の適正化に資することが目的。

- ・ 昭和59年度より3年に一度実施
- ・ 前回は平成17年度に実施
- ・ 次回は平成20年度に調査を実施予定

#### (2) 調査方法

調査は、対象箇所が膨大で現地確認の困難性等から、不動産の鑑定評価に関する法律第3条第2項に定める「不動産鑑定士の名称を用いて、不動産の客観的価値に作用する諸要因に関する調査」の貸付料適正化調査として実施する。

## (3) 調査対象箇所

建物敷等 350箇所

## (4) 鑑定調査主体

(財)日本不動産研究所に委託(平成17年度)

主要貸付地一覧表 (平成19年4月)

	<u>付地一覧</u>						<u>平成19</u>	
市町村	字	施設名	面積	貸付料年額		当初	土地利用	賃 借 人
		(使用目的)	(h a)	(円)	(円/㎡)	貸付日	条例対象	
南アルプス	上今諏訪	県産材供給中央拠	3.4610	5,980,416	172.79	H11. 3.		山梨県木材製品流通
市		点						センター協同組合
甲州市	塩山萩原	葛野川上部ダム残	8.7752	3,848,827	43.86	H 4.11		東京電力(株)
	山	置森林 外		, ,				
笛吹市	大口山	ライフル射撃場	5.4701	1,928,210	35.25	S56. 3		県教育委員会
H-X-15	ХПЩ	J 1 J 7 7 23. 1 - 20	011101	1,020,210	00120	0001		NIN BARA
北杜市	念場原	学校寮(25団体)	59.1287	29,953,312	50.66	S35. 6		調布市外23区画
40JT ib	心。一颗灰	于仅录(20国件)	J9.1201	29,900,012	30.00	555. 0		Mathin Na 2 전画
"	"	清里高原ホテル	12.0162	10,894,397	90.66	S35. 1		セラヴィリゾート
"	"	月主向ぶ小ナル	12.0102	10,094,397	90.00	335. I		
		`* CO EO # OJ ++	40.000=	0 000 004	<b>70.00</b>	20.4		休
"	"	清里駅裏別荘	10.2025	8,083,691	79.23	S34. 6		念場ヶ原山恩賜林保
								護財産区
"	"	エイトカントリー別荘	10.2694	6,983,192	68.00	S40. 4		北杜市
"	"	丘の公園ゴルフ場	124.2657	65,953,139	53.07	S58.11		県企業局
"	"	清里の森別荘	108.9043	189,529,190	174.03	S60 ~		県森林環境部
"	"	清泉寮(建物・牧	239.1230	21,340,199	8.92	\$12.12		(財)キープ協会
		場)						
"	"	北澤美術館	0.5001	2,393,518	478.61	S63. 4		(財)北澤美術館
"	棒道下	馬術競技場	19.0308	8,084,283	42.48	S56. 5		県農政部
"	石堂	清里スキー場	75.5557	34,755,622	46.00	H 1. 4		清里ハイランドパ
				, ,				ーク(株)
"	"	大泉駅前コミュニティーセ	1.6998	3,937,664	231.65	S55.11		北杜市
		ンター	110000	0,001,001	201100			4012.6
"	石堂外	天女山牧場外	594.8135	22,349,020	3.76	T14. 7.		県農政部
"	大内窪	サンパークアケノコ・ルフ場	113.5180	74,842,417	65.93	S62. 8		(株)レイクウッドコー
"		リンハ ニッテッフコ ルノン気	113.3100	74,042,417	05.93	302. 0		
+ = +	長者窪	古山利亦書に	4 0400	4 400 405	00.40	000 0		ポレーション
大月市	奥野	東山梨変電所	4.6139	4,129,135	89.49	S63. 9		東京電力(株)
"	近ヶ坂	木材流通加工施設	4.5364	1,931,406	42.58	H 7. 2		甲斐東部材産地形成事業協同
	4.1.							組合
富士吉田	剣丸尾	コニファーフォレスト	8.4335	21,758,430	258.00	S59.11		富士急行㈱
市		(スケートスケートリンク)						
"	"	環境科学研究所	30.5319	24,010,286	78.64	H 5. 7		<b>県森林環境部</b>
富士河口	剣丸尾	森林公園富士スバル	16.2014	16,528,068	102.02	S40. 9		富士観光開発㈱
湖町		ラント・						
"	"	剣丸尾研修施設	3.4617	2,388,573	69.00	S40. 9		(株)テレビ朝日 外
								3 社
"	"	ふれあいの村	11.9000	9,251,060	77.74	H 6.11		県福祉保健部
"	<i>II</i>	山梨赤十字病院	5.0804	12,192,960	240.00	H 2. 1		日本赤十字社山梨
				,,				県支部
"	青木ヶ原	西湖パラマウントパーク	13.8096	5,924,318	42 90	S40. 7		相模鉄道㈱
 ,,	月ハッ原	根場移住地	9.3038	2,339,188	25.14	S42. 9		富士河口湖町(旧足
••		コメークのコン エービ	9.0000	2,009,100	20.14	J-2. 3		和田村)
,,	,,	<b>亚知珍</b> 什·地	12.0111	2 250 242	10 04	842.40		
"	"	西湖移住地	12.0111	2,259,813	18.81	\$42.10		富士河口湖町(旧足
		************************************	4 0 10 -	4 400 400	00	044.45		和田村)
"	"	精進移住地	4.8405	1,102,139	22.77	S44.10		富士河口湖町(旧上
		1 1 11==						九一色村)
山中湖村		山中湖別荘	440.6710	349,990,950	79.42	\$ 2. 1		富士急行㈱
鳴沢村	富士山	ふじてんスノーリゾート	64.5607	38,478,176	59.60	S61. 2		富士観光開発㈱

# 別荘敷用地・ゴルフ場用地・スキー場用地としての県有林の提供状況

# 1 別荘敷用地

市町村	使用目的	面積	貸付料年額	単価	当 初	賃 借 人	備考
		h a	円	円/m²	貸付		
山中湖村	山中湖別荘	287.3799	263,469,89	91.68	S2	富士急行(株)	県が地域観光開発を推進
	(3,076区画)		0				するため富士岳麓開発計
							画及び富士岳麓開発地貸
							付規程を制定し、富士山
							麓土地㈱に貸し付けた。
北杜市	清里駅裏別荘	9.4614	8,042,190	85.00	S34	念場ヶ原山恩賜林	県の八ヶ岳観光開発計画
	(100区画)					保護財産区	に伴い、小柴下草採取区
							域を解除した。
北杜市	エイトカントリー別荘	10.2694	6,983,192	68.00	S40	北杜市	北杜市は、エイトカント
	(88区画)						リー㈱に再転貸してい
							<b>ర</b> .
北杜市	清里の森別荘	108.9043	189,529,19	174.03	S60	-	県有林高度活用事業
	(812区画)		0				により、県が借地権
							分譲している。

# 2 ゴルフ場用地

市町村	使用目的	面積	貸付料年額	単価	当 初	賃 借 人	備考
		h a	円	円/m²	貸付		
山中湖村	富士ゴルフコース	64.1760	41,592,464	64.81	S2	富士急行株	同上
北杜市	丘の公園ゴルフ 場	105.8307	63,498,420	60.00	S58	県企業局	県有林高度活用事業
鳴沢村	富士河口湖1 <sup>*</sup> I/7 倶楽部	2.7753	2,470,017	89.00	S61	鳴沢村	鳴沢村有地が県有林に介在しており、この村有地の有効利用と地域振興の面から認めたものである。
北杜市	サンパ゜ーク・アケノ レイクウット゛コ゛ルフクラ ブ	113.5180	74,842,417	65.93	S62	(株)レイクウッドコ ーポレーション	県有林高度活用事業

# 3 スキー場用地

市町村	使用目的	面積	貸付料年額	単価	当 初	賃 借 人	備考
		h a	円	円/m²	貸付		
鳴沢村	ふじてんスノー	64.5607	38,478,176	59.60	S61	富士観光開発㈱	県有林高度活用事業
	リゾート						
北杜市	サンメドウズ清里	75.5557	34,755,622	46.00	H1	清里ハイランドパ	県有林高度活用事業
	スキー場					ーク(株)	

#### 森林総合利用協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 県有林を総合的な視点にたって利用することにより、豊かで潤いに満ちた森林社会の創造に資するため、森林総合利用協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

#### (組織)

- 第2条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。
  - 2 委員は知事が委嘱する。

#### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

#### (協議事項)

- 第4条 協議会は次に掲げる事項について協議する。
  - 1) 保健休養利用の現在における意義とそのあり方
  - 2) 県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針
  - 3) 県域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向
  - 4) その他、県有林の総合利用推進に関して必要と認められる事項

#### (座長)

- 第5条 協議会に座長を置き、委員の互選によって定める。
  - 2 座長は会務を総理する。

#### (会議の招集)

第6条 会議は座長が召集する。

#### (庶務)

第7条 協議会の庶務は山梨県森林環境部県有林課がおこなう。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は座長が定める。

#### 付則

- この要綱は平成9年3月28日より施行する。
- この要綱は平成12年4月1日より施行する。
- この要項は平成12年9月18日より施行する。
- この要項は平成17年11月11日より施行する。
- この要項は平成19年12月18日より施行する。

# 森林総合利用協議会委員

委員氏名	役 職 等
大久保 栄治	山梨学院短期大学教授
風間 ふたば	山梨大学大学院 医学工学総合研究部准教授
金子 正司	元山梨県林政部長
川手 一郎	弁護士 (川手一郎法律事務所)
柴山 聡	弁護士(丸山公夫法律事務所)
清水 みどり	山梨県建築士会理事
高村 忠久	山梨県恩賜林保護組合連合会理事長 (山中湖村長)
田中 美津江	(財)オイスカ組織広報部長 兼 山梨県支部事務局長
中込 勝	山梨県観光物産連盟専務理事
野田 岳志	山梨県不動産鑑定士協会会長
平井 信子	山梨県土地家屋調査士会理事
宮島雅展	山梨県市長会会長(甲府市長)
望月 秀次郎	山梨県町村会副会長(南部町長)

# 森林総合利用協議会次第

日時:平成19年12月18日

午後1時30分~

場所:恩賜林記念館 特別会議室

- 1 開会
- 2 林務長あいさつ
- 3 委員委嘱
- 4 委員・職員の紹介
- 5 座長選出
- 6 座長あいさつ
- 7 議事
  - (1)県有林の土地貸付について
    - 事務局説明
    - 質疑応答
  - (2)その他
- 8 閉会

# 12月18日 森林総合利用協議会席次

座長 大久保 栄治 委員 田中 美津江 委員 風間 ふたば 委員 中込 勝 委員 金子 正司 野田岳志 委員 委員 川手 一郎 平井 信子 委員 委員 柴山 望月 秀次郎 委員 聡 委員 高村 忠久 委員 司会 総 事 務 局 括 林 次 県 瀬 課 技 前監若務橘長小有 文 長 林長田 林林 昭 補 Ш \_ 佐 堅 和 喜課 明 正 和長 事 務 局 副 主 副 課 田事齋主中主今長 藤査安幹井補 中 光 弘 正 辰佐 道 議 雄

# 恩賜県有財産賃貸借契約書(様式)

×賃貸人山梨県(以下「甲」という。)は、賃借人 (以下「乙」という。)と土 地賃貸借につき、次の条項により契約を締結する。

×(土地の表示)

第1条×甲は、次に表示するところにより、恩賜県有財産を乙に貸し付けるものとする。

所在地 市 大字		字			
地番	林小班	地目	使用区分	実測面積 ha	位 置
1 2 3 番	56林班	山林	建物敷用地(山舎敷)	1 2 3 4 5 6	別紙実測図、 位置図のとお り。
			台	1 2 3 4 5 6	

#### × (使用目的)

第2条×乙は、前条の恩賜県有財産(以下「貸付土地」という。)を

施設と

- ×して使用するものとする。
- 2 × 乙は、この契約締結の日から 1 2 月以内に前項に定める目的に使用するものとする。
- ×ただし、経済事情の著しい変動その他やむを得ない事情が発生したときは、甲の承認
- ×を得て延期することができるものとする。
- 3×施設の設計等については、工事に着手する前に甲の承認を得るものとする。
- × (目的外使用等の禁止)
- 第3条×乙は、貸付土地を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、次の各号に
- ×掲げる事項を厳守するものとする。ただし、甲の書面による承認を受けたときは、こ

- ×の限りでない。
- ×(1)×貸付土地の使用目的を変更しないこと。
  - (2) 貸付土地を転貸しないこと。
  - (3) 貸付土地の権利を譲渡しないこと。
  - (4) 貸付土地の形質を変更しないこと。

(貸付の期間)

第4条 土地の貸付期間は、次のとおりとする。

平成19年 4月 1日から 平成39年 3月31日まで

(貸付料)

第5条 貸付料は次のとおりとする。ただし1年に満たない場合は、月割計算による。

貸	付 #	<b>'</b>			貸	付	料	年	額	金	,	円		
	納	入	年	度		納	入		額		摘		要	
貸 付 料	平5	戊 1	9 年度		金		,		円		国有資産等所在市町村交付金及 び納付金に関する法律(昭和 3			
の納入	平瓦	平成20年度			金	,		円		1年法律第82号)に基づく交 付金相当額を含む。				
	平成21年度				料金改定									

- 2 前項の貸付料は、3年ごとに改定するものとする。ただし、甲において一般経済事情の変化又は土地価格の変動により適正な時価に比し不相当と認めたときは、随時に改定するものとする。
- 3 前項により貸付料を改定したときは、乙に通知するものとし、乙は、これに基づいて甲に承諾書を提出するものとする。この場合において、乙は、正当な理由がなくしてこれを拒むことはできない。

(貸付料の納入方法)

第6条 貸付料は、甲の発する納入通知書により、指定する期日までに指定の場所に納入するものとする。

(延滞違約金)

第7条 乙は、貸付料を前条の納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数につき、年5.00パーセントの割合で計算した金額を延滞違約金として、甲に支払うものとする。

(貸付土地の引渡し)

第8条 甲は、乙から初年度貸付料納入後、乙に貸付土地の引渡しを行うものとする。 この場合において、乙は、現地に立ち会うものとする。

#### (境界標の建設等)

- 第9条 乙は、甲の指示により貸付土地の区域を示す境界標及び次の各号に掲げる内容を表示した標識を設置し、当該区域に含まれる恩賜県有財産の境界標とともに維持保全に当たるものとする。
  - (1) 所在地
  - (2) 林小班
  - (3) 用途及び面積
  - (4) 貸付期間
  - (5) 賃借人の住所及び氏名又は名称

(既納の貸付料)

- 第10条 既に納入した貸付料は、還付しない。ただし、甲の都合により貸付土地の一部 又は全部を返還させた場合又は甲において、乙の責に帰すべき理由がないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により還付する貸付料は、甲の算定によるものとし、利息はつけないものとする。

(建物、工作物等の設置)

第11条 乙は、貸付土地において建物及び工作物等を新築(設)改築(設)増築(設) 移築(設)又は大修繕をしようとするときは、あらかじめ甲の承認をうけなければな らない。

(維持費の負担)

第12条 乙は、貸付土地の維持保全に要する経費を負担するものとする。

(実地調査)

- 第 13 条 甲は、随時貸付土地に立ち入り、契約条件の履行状況等を調査することができるものとし、必要と認める場合は、乙にその状況に関する資料又は報告を求めることができるものとする。
- 2 前項の規定による立入調査の場合は、あらかじめ乙にその旨を通知し、乙の立会い を求めるものとする。
- 3 立入調査及び資料の提出、報告等に要する経費は、乙の負担とする。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、貸付期間中であっても、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
  - (1) 国又は県若しくは他の地方公共団体において公用、公共用又は県の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。
  - (2) この契約に定める条件に違反したとき。
  - (3) 貸付料を6月以上滞納したとき。
  - (4) 使用目的の事業を廃したとき。
- 2 乙は、貸付期間が満了し、又は前項の規定により契約を解除されたときは、貸付土地に乙が投資した改良費等を含む諸経費について損失があっても甲に請求しないものとする。

(返地に伴う物件の撤去)

第 15 条 乙は、貸付期間が満了したときは、貸付土地に附着する乙の所有に係る諸物件を撤去し、原形に復して返還するものとする。ただし、前条第1項各号による契約

- の解除の場合の地上物件の撤去期限は、甲が定めるものとする。
- 2 乙が貸付土地に附着する乙の所有に係る諸物件を正当な理由がなく期限までに撤去 しないときは、甲は、乙の費用をもって当該物件を撤去することができる。 (届出の義務)
- 第 16 条 乙は、次の各号の一に該当するときは直ちに甲に届け出るものとする。
  - (1) 天災その他の事情により、貸付土地及び県有財産に異状を生じたとき。
  - (2) 相続(法人の合併又は分割)による貸付土地の継承をしようとするとき。
  - (3) 住所又は氏名(名称)の変更があったとき。

(立木竹の保護)

- 第 17 条 貸付土地内にある甲の所有に係る立木竹(契約締結後に生育したものを含む。) は、乙が無償で保護する責任を負うものとし、これを伐採し、又は除去してはならない。
- 2 乙は、使用目的に供するため、立木竹が支障となるときは、その伐採又は除去について、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対し、伐採又は除去によって生ずる損失を補償しなければならない。

(継続貸付)

第 18 条 乙は、継続貸付を受けようとするときは、期間満了の日の30日前までに、 甲に申請するものとする。

(調査等による一時使用)

第 19 条 甲又は甲の承認を受けた者が、県有財産で立木竹の調査又は処分等のため貸付土地内を一時使用する必要がある場合は、貸付目的を妨げない限度において無償で貸付土地を使用することができるものとする。

(連帯保証人)

- 第20条 連帯保証人は本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務につき、乙と 連帯してその責に任ずるものとする。
- 2 前項の保証人の債務は、第18条によって本契約が継続している間は消滅しない。
- 3 乙は、連帯保証人が民法第450条第1項に定める資格を欠いたときには、遅滞なく新たに連帯保証人を立てなければならない。

(裁判管轄)

第 21 条 この契約から生ずる一切の法律関係については、甲の住所地を管轄する裁判 所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(法令の遵守)

第 23 条 乙は、関係法令等を遵守し、工作物等の設置で許認可の必要なものは、許認可を得た後設置すること。

(その他)

第 24 条 前各条のほか、貸付けの条件その他必要な事項は、山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則及び山梨県財務規則の定めるところによるものとする。

×上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

××平成19年3月30日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目 6番1号 山梨県知事

印×

乙 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名